

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則の制定

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則を次のように制定する。

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の評議員選任・解任委員会委員，運営協議会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し，必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員の報酬は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず，伊丹市の職員の身分を有する者及び事業団の職員の身分を有する者で委員に選任された者については，報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員が会務のため旅行したときは，費用弁償としてその旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は，伊丹市の市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号）の例によるものとし，その額は，級別1級の旅費相当額とする。

(適用除外)

第4条 委員が会務により会議等（事業団の主催するものを除く。）に出席する場合において，当該会議等の主催者が報酬又は費用弁償を負担する場合は，前2条の規定は適用しない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は，平成29年4月 日 から施行する。

別表

役職名	報酬額
評議員選任・解任委員会委員	日額 10,700円
運営協議会委員	日額 8,100円